

玉ノ井部屋東京後援会 会則

(名称及び場所)

本会は、玉ノ井部屋東京後援会と称し、東京都足立区西新井4丁目1番1号
玉ノ井部屋にその事務所を置く。

(目的)

本会は、玉ノ井部屋の興隆発展のために後援し、特に力士を激励し、その昇進の為援助し、
力士新弟子獲得の為に要する費用の援助をする。

(総則)

本会の会員は、本会の趣旨に賛同した有志により会員で構成する。

(会費の額及び徴収方法)

本会の会費の徴収方法は、次の通りである。

年会費 5万円とし、毎年1月場所の千秋楽までに納入するものとする。

(役員)

代表、各顧問は名誉職とし、特別会員の中より選出する。役員任期は二年とし
再任を妨げない。

(事業)

本会は次の事業を行い、会員はこれに参加する資格を有する。

- 力士の受賞、昇進に際しては、奨励金又は記念品を贈呈し、随時激励会・
祝賀会を行う。
- 会員は、玉ノ井部屋の稽古を自由に見学する事が出来る。
- 会員へ、新番付表を発表毎に送付する。
- 会員へ 記念品を送付する。
- 会員へ、大相撲カレンダーを送付する。

※ 暴力団など反社会的勢力の入会及び部屋への出入りは固くお断り致します。

切り取り線

玉ノ井部屋東京後援会 入会申込書

平成 年 月 日

御住所

御連絡先

御芳名

印